

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 9月 1日 (火) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール

3. 出席委員 (43名)

会 長 6番 小林 輝彦  
 会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
		12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝		
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功		
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
		22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (4名)

農業委員

11番	高田 博明	16番	濱田 金治
20番	松本 高秋		

最適化推進委員

21番	山口 兼史
-----	-------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

22番	山口 義幸	24番	和田 恵子
-----	-------	-----	-------

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第6条の規定による報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合  
意解約通知について  
報告第4号 諸証明について  
報告第5号 農地転用事業計画変更承認について  
報告第6号 農地法第4・5条許可（令和2年7月定例総会分）について  
報告第7号 農地等の現況に関する照会についての回答について  
報告第8号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
(令和2年7月16日～令和2年8月14日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第4号 宇和島市農業振興地域整備計画の変更について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用  
地利用集積計画（案）の決定について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

農林課長補佐 福島 康生

#### 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員21名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和2年9月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## 《 会 長 》

改めましてこんにちは、今年度は長雨も7月の下旬まで続きまして、それが過ぎると猛暑、それに伴いまして熱中症等かなり若い子を中心に搬送される例もかなり聞いております。こういう中、この南予地域におきましては津島を中心に早場米の刈り取り、それから柑橘におきましては9月下旬から出荷という時期に入っていきます。多分この暑さも中旬には少しずつ収まってくるのではないかなと安楽的な考え方もあるのですが、台風9号を見ますように、週末にはもう10号が発生して近づいてきます。もう10月の中旬、下旬位までは台風の来襲が都度都度心配になるのではないかなという季節になってくるのではないかなと思います。

ともかく2月から始まりましたコロナの影響によりまして、今まで経験した事のない販売の面もありますし、生産の面もあります。それからまた新聞などにもよく出ています収穫の人員確保等、色々問題を抱える時期になってきますけど、ここらで一回腰を据えて今できる事をしっかりとやっていく事によって新しい色々な事を試していく時期になってくるのではないかなと、新しい時代に向かっての期待感も少しはあるんじゃないかなと思います。まあ甘い事は考えない方がこの季節良いんじゃないかなと思いますけれども、まあそればっかしマイナス思考に陥っていく訳にはいけません。一歩ずつプラス思考に向かって各地区頑張っていていただきたいと思います。

さて皆さんも暑い中、利用状況調査大変お疲れ様でございました。これからは少しずつ問題のある農地に関しまして、意向調査の実施に移らせて頂きます。まあそれにおいては各地区の農業委員さん、推進委員さん、協力委員さんもそれぞれご協力いただけたいと思います。よろしく願いしとったらと思います。

あと10月に入りますと10月は総会が2回あります。最後は10月の案件はこのメンバーで仕舞いを付けるようになっておりますのでよろしく願いしとったらと思います。非常に酷暑の中ですけれども、皆さん体には十分気をつけて一歩ずつ頑張っていてもらいたいと思います。

今回も3条、4条、5条、重要な案件を抱えております。最後までご審議のほどよろしく願いします。以上で挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

## 《今西次長》

失礼します。本日は高田農業委員、濱田農業委員、松本農業委員、山口兼史推進委員が所用のため欠席です。以上です。

## 《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に山口義幸委員、和田委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。  
何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

ないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《樋口委員》

90番についてご説明いたします。この土地は昭和50年代に〇〇〇〇地区の交換分合がありましたが、その時に耕作が△△△△さんになっていたのですが、この度この手続きができていないと分かったので所有権移転を今回するという事で問題ないと思います。

《平山委員》

91番について説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目にミカン作りをしています。経営拡大のための所有権移転で何ら問題ないと思います。

《福岡委員》

92番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係ですので何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

93番、94番についてご説明いたします。

93番、〇〇〇〇さん、△△△△さんは親戚関係でございます。交換分合の関係で所有権移転をしておりましたが、この度、もう一回戻すという事で所有権移転という事になりました。

94番の□□□□君と洋介さんは親子関係であります。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

失礼いたします。95番、96番についてご説明いたします。

95番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であり何ら問題ないと思います。

96番、これも先程□□□□の方で出ておりましたが、交換分合の折に登記がまだできていなかったという事で登記をやり替えるという事で何ら問題ないと思います。

《山口一光委員》

97番ですが〇〇〇〇さんは高齢ではありますが熱心に農業に取り組んでおられます。息子さんも忙しい時には手伝いをしておりますし問題ないと思います。

《吉見委員》

98番ですけれども、譲受人の〇〇〇〇さんは真面目に農地を守ってくれている方でございますし、奥さんが△△△△会の理事で一生懸命頑張ってくださいています。問題ないと思います。

《大塚委員》

99番です。〇〇〇〇君は親父の△△△△さんから使用貸借権設定です。改植のためだと聞いております。以上です。

《井上委員》

失礼いたします。100番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんと△△△△さんとのこの議案は、8月の議案で所有権移転があったのですが、それに漏れていた一筆でございます。すべての農地を□□□□さんが引き受けるという契約でしたので、このような所有権移転となっております。何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

101番について説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは法人になったそうです。△△△△さん、息子さんも後継者で柑橘農家をやっております。使用貸借権設定でございます。設定期間は10年間でございます。8月27日に会長代行、事務局職員2名、そして農業委員で現地確認をしました。何ら問題ありません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上委員》

失礼いたします。6番議案についてご説明申し上げます。この議案は7月総会にかかりました〇〇〇〇さんの自己転用でございます。進入路の関係で転用計画変更が生じまして、道を確保するためにこの議案があった次第でございます。ご覧になっていただいたら石が置いてありまして、石のある所は始末書が出ております。農地として使えないという事で、ここを転用する事によって接道義務を果たして住宅が建てれるという事になっておりますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。

よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《赤松宣生委員》

16番について説明いたします。〇〇〇〇君の家なのですが、3年前に△△△△君が自分の実家の方に家を建てようとしたのですが、□□□□地区が土砂災害特別区域に指定されていたので家を建てるには1階を鉄筋コンクリートにしなければいけないとか、色々規定がありまして、それで3年前に建てる予定だったのですが設計を変更して2年前に建てようとしたのですが、2年前の豪雨災害で自分の部落の実家の所が災害に遭いまして、それで今、◇◇◇◇地区に家を建てようすると砂防ダムを5つ計画をしているそうです。その砂防ダムが完成しないと家を建てれないという事で、それだったら〇〇〇〇さんですが、△△△△さんは□□□□君のお母さんのお兄さんで、結局このお母さんの実家の方に家を建てるように変更いたしました。私の家の50m位の近くなのですが、別に問題ないと思います。

《安岡委員》

17番について説明したいと思います。〇〇〇〇が太陽光発電を作りたいという事で△△△△さんと所有権移転という事になりました。現地は8月27日に赤松代行に来ていただきまして確認をしております。この土地の上の方に見えますけれども山林を開発いたしまして一体利用という形で太陽光ができるようになっております。畑の方が入ってなかったので、今回、そこを工事して太陽光をするという事です。畑も地主さんが南郡に居られますので中々管理もできておりませんので、そういった形で運ぶ事ができました。特に開発をしますと土砂が流れたりしてという事で近くの農家さんも心配されていましたがけれども、その話をしますと地域の皆さんと話し合いをして説明をしたという事と、設置板の所に連絡先もちゃんと付けて何かあれば直ぐに来ていただくというような話も出ておりますし、心配されていた方と話をしますと大体納得できたという事で、周りには何もないので別段問題ありません。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員です。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農振整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の変更の要件を満たしており、今回の変更はやむを得ないと事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

番号1番について説明いたします。申請者は両親と同敷地内の住宅に居住しておりますが、老朽化、豪雨による影響で広範囲な修繕が必要となっていることと、子供の成長により住宅が手狭になっていることにより近くですが親の農地に新しい住宅を建築することになりました。それにより農振を除外する事になりますが、先日8月27日に職務代理人、事務局、私、申請者において現地確認をしました。車庫みたいな所は面積がないので取り壊して宅地にするそうです。

申請地は、住宅などに挟まれた農地であり隣接する農地はありませんので農振を除外しても別に問題ないと思います。

《小林委員》

番号2番についてご説明いたします。この案件は除外申請の理由の所に書いてありますとおり所有者の〇〇〇〇さんが亡くなられていて、相続財産管理上他の不動産を総括して一括して売買していこうという考えがあり、この農地におきましては農地のままで所有権移転ができないという事で除外の申請を出したものでございます。

現在この農地に関しましては、長年手入れがされていない状況で山林化されている状態であります。周りも上の方は山林、ちょっと離れて下の方のなる地は畑の状態になっております。周りの畑には影響等及ぼす環境ではないと考えられます。団地としても端の方にありますので別段周りの農地に影響を及ぼす事はないと考えられますので何ら問題ないと思います。以上です。



《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《清家茂委員》

119番について説明します。〇〇〇〇さんの田んぼを減らしていくという事で、その近くを作っている△△△△さんと話がまとまったものです。何ら問題ありません。

《森岡委員》

120番から123番まで説明いたします。これは〇〇〇〇さんが今回合意解約された後△△△△さんが耕作をするようになりました。何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

失礼します。124番から131番まで一括で説明いたします。

全て新規ではありますが、今まで〇〇〇〇さんがこの8案件全てを耕作されておりましたが、今回、契約解除という事で自ら後任を探されまして、地権者と新規契約を結ばれました。全て8案件皆さんご存知ではありますが、皆さん地区のリーダーとして真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

132番、133番について説明いたします。経営拡大のため農地を借受ける案件です。何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

135番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは野菜を作らないといけないという事で農地を探しておりました所、丁度家の近くに△△△△さんが耕作はしておりませんが草刈り位くらいされていた土地。そこを借りるという事になりまして話がまとまりまして新規の契約という事になりました。□□□□君は若い子であります但し真面目に農業をしておりますので何ら問題ないと思います。

《清家行範委員》

136番についてご説明いたします。〇〇〇〇君は農業に対して熱心に取り組んでおられ、若手の担い手として期待しております。何ら問題ないと思います。

《平山委員》

138番について説明いたします。今まで耕作をしていた方が亡くなられて、隣接地である〇〇〇〇さんをお願いした所、耕作するという事で話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

140番、141番について説明いたします。

140番、〇〇〇〇さんは△△△△さんの土地をずっと前から耕作をしております。今回、新たに新規として賃貸借権を設定するもので何ら問題ないと思います。

141番、□□□□さん、◇◇◇◇さんは今回話がまとまりまして新規で8年4ヶ月賃貸借権を設定するものです。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

142番、143番についてご説明いたします。新規となっておりますが、本日報告にありましたように、親父さんの〇〇〇〇さんが△△△△さん、□□□□さんから借りていたのを返すようになって、その代わりに息子さんの〇〇〇〇さんが引き続いて借りるという事でございまして、新規ではございますが継続の案件で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

144番から147番までを説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で後継者も居りませんので△△△△さんに賃貸借権設定をしたものです。

145番の□□□□さんは今現在、◇◇◇◇でございまして、少し山を減らすという事で〇〇〇〇さんに使用貸借権設定をしたものです。

146番、△△△△さんは高齢で耕作ができないという事で、近所の□□□□さん

に賃貸借権設定をしたものです。

147番の◇◇◇◇さんも農業をされておらず、隣接地である〇〇〇〇さんにお問い合わせという事です。△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇くんは真面目に農業されており問題ないと思います。

《丸山委員》

148番、149番、150番、151番について説明いたします。

〇〇〇〇君と△△△△さん、その下の□□□□さんは親戚であります。2人共よう耕作しないという事で◇◇◇◇君に貸しまして耕作するようになりました。

150番、151番は〇〇〇〇君の父親が借りて作っていた訳ですが、今回、△△△△君の名義で新規に使用貸借権設定しました。何ら問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。所有権移転13番の案件についてご説明申し上げます。

この案件の土地は前々から〇〇〇〇さんが借りて作っていた農地でございます。今回、△△△△さんが高齢で病気が出てきたという事で、京都からよう帰って行かないという事を受けまして、□□□□さんの方でこれからも作って行きますという事で話がまとまったそうでございます。◇◇◇◇さんは地区で指導的な立場で熱心に農業をやられている方で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

14番についてご説明いたします。この園地は以前より〇〇〇〇さんが借りられて耕作している土地で、今回、所有権移転という話になり双方合意の上まとまりましたので何ら問題ないと思います。

《河野委員》

15番について説明いたします。以前にもありましたが〇〇〇〇さんがずっと土地を手放しております。この土地については△△△△さんがずっと以前から耕作をされております。今回、話がまとまりまして所有権移転の運びとなりました何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして赤松聡委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 赤松聡委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松聡委員の入室を求めます。

・・・・・・・・ 赤松聡委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和2年9月定例総会の議案を終了させていただきます。